

千葉県農薬管理指導士認定事業実施細則

第1 趣旨

この細則は、千葉県農薬管理指導士認定事業実施要綱（以下、「要綱」という）に基づき農薬管理指導士の認定を行うに当たっての手続きの方法等に関し、その細部を規定する。

第2 研修の実施方法

1 認定研修の受講資格

認定研修を受講する者は、当該研修開始時点において次に掲げる条件のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 満20歳以上の、農薬販売業務に現に従事する者で、実務経験がおおむね2年以上ある者
- (2) 満20歳以上の、防除業務に現に従事する者で、実務経験がおおむね2年以上ある者
- (3) 満20歳以上の、農薬使用者に対して指導的立場にある者で、実務経験がおおむね2年以上ある者

2 認定研修の受講申請

- (1) 認定研修を受講しようとする者で、勤務先が別表に掲げる団体に所属する場合はその団体の長に、属さない場合は知事に、次に掲げる書類を各1部提出するものとする。

ア 認定研修受講申請書（別記第1号様式）

イ 履歴書（別記第4号様式、顔写真貼付）

ウ 「受講資格」の各実務経験が2年以上あることを証明する書類の写し等（別表に掲げる団体に所属しない場合のみ）

エ 電子メール等で通知を受け取れない者については、郵便はがき（宛先面に住所氏名を記入し、必要額の切手を貼付けたもの）

(2) 提出を受けた団体の長は、申請書の内容の適否を判断の上、推薦書（別記第2号様式）を付して知事に提出する。

3 認定の更新

(1) 認定の更新をしようとする者は知事に、次に掲げる書類を各1部提出し、更新研修（原則として認定期間が終了する年度に行われるもの）を受講する。

ア 認定更新申請書（別記第3号様式）

イ 履歴書（別記第4号様式、顔写真貼付）

(2) 要綱第3(4)の規定により、やむを得ない事情により更新研修を受講できなかった場合は、理由書を知事に提出するものとする。

4 認定研修カリキュラム

認定研修カリキュラムについては、別紙1の基準に基づいて実施するものとする。

第3 認定試験の実施及び合格判定基準

1 認定試験の出題内容については、別紙2の基準に基づいて実施するものとする。

2 試験時間は、1時間程度とする。

3 試験は、100点満点とし、70点以上を合格とする。

第4 認定証の交付及び返納並びに記載事項の変更

- 1 知事は、認定試験に合格した者を農薬管理指導士として認定し、認定証（別記第5号様式）を交付する。
- 2 知事は、第2の3に定める者に対し、更新した認定証を交付する。
- 3 農薬管理指導士である者が、第2の1のいずれにも該当しなくなった場合もしくは要綱に基づき認定の取消しを受けた場合は、認定証を速やかに知事に返納するものとする。
- 4 認定証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに知事にその旨届け出るものとする。

第5 認定証の再交付

- 1 農薬管理指導士である者が、認定証を亡失、汚損又は破損し、再交付申請書（別記第6号様式）により再交付を申請した場合は、知事は認定証（別記第5号様式）を交付する。
- 2 農薬管理指導士である者が、認定証の記載事項に変更を生じ、（別記第6号様式）により再交付を申請した場合は、知事は認定証（別記第5号様式）を交付する。

第6 農薬管理指導士台帳

県は、認定した農薬管理指導士について、別記第7号様式により台帳を作成し保管するものとする。

第7 その他

この細則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

別表

団体等名
千葉県農林航空事業協議会 全国農業協同組合連合会千葉県本部 千葉県農薬販売協会 千葉県防除業協会 千葉県ゴルフ協会 千葉県ゴルフ場支配人会 千葉県造園緑化協会

別記第1号様式（第2の2の(1)関係）

農薬管理指導士認定研修受講申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 氏名

住所

電話番号

生年月日

勤務先 名称

所在地

農薬管理指導士認定研修を受講したいので、関係書類を添えて申請します。

別記第2号様式（第2の2の(2)関係）

推薦書

年 月 日

千葉県知事 様

団体名

代表者氏名

下記の者は、農薬管理指導士認定研修を受講することが適当と認められますので推薦します。

記

氏名	勤務先	年齢	備考

※被推薦者の受講申請書類を添付すること。

別記第3号様式（第2の3の(1)関係）

農薬管理指導士認定更新申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 氏名

住所

電話番号

生年月日

勤務先 名称

所在地

受講会場

農薬管理指導士の認定を更新したいので、関係書類を添えて申請します。

写真

ふりがな

氏 名

昭和・平成 年 月 日 (歳)

性別	男・女
----	-----

ふりがな

電話

現住所 下

ふりがな

電話

勤務先名称

所在地 下

メールアドレス

[illegible]

別記第5号様式（第4の1関係）

番号

認定証

氏名

住所

生年月日

上記の者を千葉県農薬管理指導士として認定する
認定期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

年 月 日

千葉県知事

印

別記第6号様式（第5関係）

農薬管理指導士認定証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 熊谷俊人 様

次のとおり認定証の交付を受けたいので、千葉県農薬管理指導士認定事業実施細則第5の1または2の規定に基づき申請します。

ふりがな	認定番号
氏 名	
	有効期限
	年 月 日
昭和・平成 年 月 日（ 歳）	性別 男・女
ふりがな	電話
現住所 〒	
ふりがな	電話
勤務先名称	
所在地 〒	
メールアドレス	
1 変更（再交付）を受ける理由に○を記入 【 記載内容の変更 、 亡失 、 汚損・破損 】 2 認定証の記載内容に変更がある場合は、該当する項目の変更前の内容を記入 変更前氏名： 変更前住所： そ の 他：	

別記第7号様式（第6関係）

農薬管理指導士台帳

認定番号	認定年月日	氏名	住所	勤務先	備考

別紙 1（第 2 の 4 関係）

認定研修カリキュラム

科目	研修内容	時間数
1 植物防疫一般	植物防疫及び農薬行政に関する知識	1
2 農薬一般	農薬の種類、特性、農薬生産に果たす役割等	1
3 関係法令	(1) 農薬取締法に基づき農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等 (2) 毒物及び劇物取締法に基づき毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項	2
4 病虫害・雑草防除等	(1) 病虫害、雑草の種類及び農薬の使用方法等に関する知識 (2) 農薬散布技術、防除機等に関する知識	3
5 農薬の安全性評価	(1) 農薬の安全評価の方法に関する知識、農薬の残留基準等の設定の趣旨及び設定方法に関する知識 (2) 農薬の使用基準等の設定の趣旨及び設定方法に関する知識	1
6 農薬の安全使用	(1) 散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する知識 (2) 農産物の安全性確保（農薬の使用基準等の遵守）に関する知識 (3) 環境に対する安全性確保に関する知識 (4) 農薬の保管管理に関する知識 (5) 農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識	1
7 農薬管理指導士	農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置づけ、農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項	1
計		10

別紙2（第3の1関係）

認定試験の出題内容等

出題項目	出題内容	出題数	配点
植物防疫一般	植物防疫行政及び農薬行政	3	6
農薬一般	農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割	5	10
関係法令	農薬取締法及び毒物及び劇物取締法	7	14
病害虫・雑草防除等	病害虫・雑草の種類及び防除方法等	9	18
農薬の安全性評価	人畜毒性、魚毒性、安全使用基準、残留基準	9	18
農薬の安全使用	農薬使用時の安全性の確保、 適正な保管管理、農薬散布保護装備	15	30
農薬管理指導士	農薬管理指導士の位置付け、役割	2	4
計		50	100

※出題数および配点は、各項目ごとにおおむね2割の範囲内で調整する。